

だれもが安心して地域で暮らせるために

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」と「第2期西宮市障害福祉計画」を策定

市はこのたび、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」と「第2期西宮市障害福祉計画」を策定しました。「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、今後の高齢化対策や介護保険二一スに対する取り組みを示す計画です。また、「障害福祉計画」は、障害のある人の入所施設等から地域生活への移行や就労支援に関する取り組みを示す計画です。

今後、この計画に基づき、だれもが安心して地域で暮らすことができるまちづくりに取り組みしていきます。

計画書は、健康福祉計画グループ(市役所本庁舎7階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載しています。問合せは健康福祉計画グループ(0798・35・3288)へ。

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」

〈計画策定の趣旨〉

わが国では世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。団塊の世代が65歳に到達する平成27年における高齢者介護を見据え、今後ますます増加する介護保険などの二一スに

対して取り組みをより一層推進する必要があります。本市では、27年における高齢者介護のあるべき姿を設定した前回計画における基本理念を基礎として

つ、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、すべての高齢者が地域社会において、健



だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせる社会をつくります

やかに安心して日常生活を送ることを目指し、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を改定しました。

〈計画の期間〉

平成27年における本市の高齢者介護のあるべき姿を念頭に、そこに至る中間段階の位置付けとして平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とします。

〈計画の基本理念〉平成27年の高齢者介護のあるべき姿

すべての高齢者が地域社会を構成する重要な一員として尊重され、そのもてる能力と経験を生かし、健康づくりや生きがい活動などに自主的・主体的に取り組み、社会参加を通じて自己を実現し、豊かで活力ある社会が形成されています。

すべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参加を果たし、必要に応じて希望するさまざまなサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送っています。

〈計画の基本的視点・目標〉

- ◆高齢者等の入権の尊重
- ◆高齢者等の生活の質の向上
- ◆住み慣れた地域での暮らしの支援
- ◆高齢者等にやさしいまちづくり

この4つを基本的視点として、次の3つの基本目標を掲げ、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

いきいきとした暮らしを 楽しめるまちづくり

高齢者ができる限り介護が必要な状態とならないよう、健康を保ち、自らの経験と知識を生かしながら、文化、学習、スポーツ、世代間交流やボランティア活動、就労などのさまざまな活動に参加し、いきいきと充実した暮らしを楽しめるまちにします。

【施策展開の内容】

- ①介護予防の推進
- ②生きがいづくり・社会参加の促進

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

支援を必要とする高齢者等が、住民同士の助け合いや支え合いによって暮らせるよう福祉コミュニティづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉など

〈計画策定の趣旨〉

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化しました。本市では、平成19年3月に障害者基本法にもとづく障害福祉施策の基本的な計画となる「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に

基づく障害福祉サービスの提供体制について定める「市町村障害福祉計画(第1期障害福祉計画)」を「西宮市障害福祉推進計画」として一体的に策定し、障害

パブリックコメントとともに計画を配布

市は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」と「第2期西宮市障害福祉計画」について、昨年12月22日から1月21日まで市民の皆さんから意見を募集し、貴重なご意見をいただきました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方、策定された関係機関や団体と連携したケア体制の構築を図り、高齢者が生活の場である地域で安心して自立した生活を送ることができ

【施策展開の内容】

- ①高齢者の地域生活を支える体制づくり
- ②権利擁護の推進
- ③在宅生活を支える支援の充実
- ④身近な地域での支えあいの促進
- ⑤福祉のまちづくり

安心して介護サービスを使えるまちづくり

介護が必要となった状態でも、可能な限り住み慣れた家庭や地域のなかで個々の二一スや状態に見合ったサービスを自らの意思で選択し、安心して介護サービスを利用できるまちにします。

【施策展開の内容】

- ①介護保険事業の推進
- ②介護保険サービスの質の向上

市から

3月定例会市議会が閉会

3月定例会市議会は「平成21年度西宮市一般会計予算」など議案55件を可決するなどして、3月24日に閉会しました。このなかで、公平委員会委員および固定資産評価審査委員会委員の選任について人事案件を可決しました。

一般質問の内容など詳細は、5月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。なお、6月定例会市議会は、6月19日から7月10日までの日程で開かれる予定です。問合せは議会事務局(0798・35・3379)へ。

在宅老人介護手当支給事業を廃止

県の新行革プランにより平成20年3月末に廃止された後、市は「(仮称)権利擁護支援センター」の設置など

- ◆生活の場の確保
- ◆グループホーム、ケアホームの整備促進
- ◆民間賃貸住宅の情報提供と入居に対する支援など
- ◆日中活動の場の充実
- ◆通所施設整備の促進など
- ◆在宅生活の支援
- ◆居宅介護・短期入所等の充実

〈具体的な取り組み〉

- 1. 地域生活支援
 - ◆相談支援体制の充実
 - ◆地域移行に対する相談・支援体制の充実
 - ◆障害者ケアマネジメントの推進
- 2. 就労支援
 - ◆就労支援のための体制づくり
 - ◆(仮称)障害者就労生活支援センターの設置など

〈計画の推進〉

この計画の推進にあたって、障害福祉関係者等で構成する「地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を進めていきます。



が独自に継続していた「在宅老人介護手当支給事業」を廃止しました。家族慰労金についてはこれまでどおり実施します。問合せは高齢福祉グループ(0798・35・3150)へ。